諮問番号:令和4年度諮問第19号答申番号:令和4年度答申第37号

答 申 書

第1 審査会の結論

○○○○○福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対して令和2年8月20日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護開始決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分に係る保護決定通知書では、認定年月日が令和2年8月5日となっているが同月1日ではないか。認定年月日が同月5日であっても、保護費の支給は同月1日から行われているのか。

また、処分庁は、審査請求人が令和2年7月22日に処分庁に対して保護の相談(以下「本件相談」という。)を行った際、最低生活費を満たす程度の利用し得る資産を保有しており、その時点では保護の必要性はなく、審査請求人も申請意思を示さなかったため申請には至らなかった旨主張するが、事実を歪曲、捏造、脚色している。

2 審查庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論 本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1)本件についてみると、処分庁は、審査請求人が処分庁に対して令和2年 8月5日付けで法第24条第1項の規定による保護の申請(以下「本件申 請」という。)を行ったことに対し、審査請求人は保護を要するとして、同 日より保護を開始する本件処分を行ったことが認められる。

(2)審査請求人は、保護決定通知の認定年月日は令和2年8月1日であること、認定年月日が同月5日であっても同月1日から31日までの保護費が支給されること、同年7月22日に審査請求人が申請の意思を示さなかったとすることは、歪曲、捏造、脚色であること等を主張する。

法第7条及び生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の3のとおり、保護は、要保護者の申請に基づき開始するものとされ、保護の開始時期は、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第9及び局長通知第9の1のとおり、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も現に慎むこととされ、生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、令和2年7月22日に相談支援事業所の支援員(以下「支援員」という。)と処分庁を訪れ、本件相談を行ったことが認められるが、その際、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護制度の説明を行ったものの、審査請求人が申請の意思を示さなかったとしている。

これについて、審査請求人は、歪曲、捏造、脚色であるとするものの、これを裏付ける具体的な主張はない。

また、本件相談において、処分庁が審査請求人に対し、保護の申請を阻む等した事実は、本件審査請求に係る書面からは確認できない。

そして、審査請求人は、法第24条第1項の規定により保護の申請書を提出したのは令和2年8月5日であり、処分庁は、同日に当該申請書を受理していることが認められる。

以上のことからすると、処分庁が同日付けで審査請求人から本件申請があったとし、審査請求人の状況等を確認した上で、令和2年8月20日付けで同月5日から審査請求人の保護を開始する本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年10月11日 諮問書の受領

令和4年10月12日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限:10月26日 口頭意見陳述申立期限:10月26日

令和4年10月26日 第1回審議

令和4年11月21日 第2回審議 令和4年12月21日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、 国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な 保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長す ることを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化 的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めて いる。
- (3) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第7条は、申請保護の原則について、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。(後略)」と定めている。
- (5) 法第24条は、申請による保護の開始を定め、同条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。(後略)」と定め、同条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定めている。
- (6) 次官通知第9は、「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとよ

り、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (7)局長通知第9の1は、保護の相談における開始申請の取扱いについて、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。(後略)」と記している。
 - なお、局長通知は、処理基準である。
- (8) 局長通知第10の3は、「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。(後略)」と記している。
- (9) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10間2は、「土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。」について、答として、「医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事 実が認められる。

(1) 令和2年7月22日、審査請求人は、支援員と共に処分庁を訪れ、本件 相談を行った。

同日付けの面接記録票(以下「本件相談記録票」という。)には、対応内容として、処分庁は審査請求人に対して保護の実施責任地を判断の上、連絡すること、また、審査請求人は、本日は所持金があり、申請意思を示さず帰宅したことが記録されている。

また、処分庁は審査請求人から、訪問時の手持金及び預貯金が140, 814円であることを聞き取り、審査請求人には最低生活費を超えた利用 し得る資産があることから保護の必要性はないと判断し、今後生活に困窮するようであれば再度相談するよう審査請求人に伝えた旨弁明し、審査請求人は当該弁明は、事実を歪曲、捏造、脚色している旨主張する。

なお、令和2年7月22日時点の審査請求人名義の銀行口座の残高は、 140,814円である。

- (2) 令和2年8月3日、処分庁は、支援員に対して、保護の実施責任地は、 処分庁になる旨の連絡を行った。
- (3) 令和2年8月5日、審査請求人は、支援員と共に処分庁を訪れ、本件申請を行った。

同日付けの面接記録票には、相談内容として、審査請求人が手持金を消費したことで同日申請意思を示した旨が記録されている。

(4) 令和2年8月20日付けで、処分庁は、保護開始日を同月5日とする本件処分を行った。

決裁の日が同月20日付けの保護決定調書には、審査請求人の最低生活費が119,470円(うち23,000円は住宅費)であることが記載されている。

(5) 令和2年10月27日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1)審査請求人は、本件申請に対し、令和2年8月1日から保護を開始する 処分を行い、同日から保護費の支給を行うべきである旨主張するものと推 測される。

保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務と されており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)を定めている。

そして、①保護の開始時期については、前記1 (8) のとおり、局長通知第10の3において、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とする旨が示され、②遡って保護を適用して差し支えない場合としては、前記1 (9) のとおり、課長通知第10間2の答において、申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合が示されている。

本件についてみると、前記2(3)のとおり、本件申請は、令和2年8月5日に行われたことが認められる。また、事件記録からは、審査請求人が同月1日の時点で保護の必要性が生じていた事情は窺われず、仮に保護の必要性が生じていたとしても申請遅延につき真にやむを得ない事情は確認できないことから、上記の処理基準に基づき保護開始日を本件申請のあった令和2年8月5日と決定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(2) また、審査請求人は、本件相談の際、審査請求人が最低生活費を満たす 程度の利用し得る資産を保有していることから申請の意思を示さなかった とする処分庁の弁明は、事実を歪曲等している旨主張する。

本件についてみると、前記2(1)のとおり、本件相談記録票には、処分 庁は、本件相談の時点において、審査請求人に所持金があることを確認し、 審査請求人は申請の意思を示さず帰宅したことが記録されている。

また、事件記録からは、審査請求人の保護の申請権を侵害したと疑われる 行為は確認できず、前記2(4)のとおり審査請求人の最低生活費が月額1 19,470円であり、本件相談の時点の審査請求人名義の銀行口座の残高 が140,814円であったことに鑑みれば、審査請求人に最低生活費を超 えた利用し得る資産があることから保護の必要性はないと判断し、今後生活 に困窮するようであれば再度相談するよう審査請求人に伝えたとする処分 庁の弁明に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3)以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会 委員(部会長)野呂 充 委員 重本 達哉 委員 船戸 貴美子